

# 周南市東京圏等在住者移住支援金

## 申請の手引き

周南市

移住交流推進課

## 支援制度の概要

東京圏等から山口県に移住し、就業・創業された方の経済的負担を軽減させ、本市への移住を支援するため、移住支援金を交付します。

### ①就業（一般・専門人材）の場合

1. 対象者（概要）	(ア) ・東京 23 区に在住していた方 ・東京圏 <sup>*1</sup> に在住しつつ東京 23 区への通勤をしていた方	(イ) ・東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県に在住していた方
2. 対象者（詳細）	細かな要件がありますので、5ページよりご確認ください。	
3. 就業要件	就業（一般）または就業（専門人材）のいずれかに該当する必要があります。 詳細については、3ページよりご確認ください。	
4. その他要件	詳細については、5ページよりご確認ください。	
5. 支援金の額	① 単身世帯 60 万円 ② 2 人以上の世帯 100 万円 ※申請年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の世帯員を帯同し移住する場合 1 人につき 100 万円加算	① 単身世帯 30 万円 ② 2 人以上の世帯 50 万円 ※申請年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の世帯員を帯同し移住する場合 1 人につき 50 万円加算
6. 支援金の返還	次のいずれかに該当する場合は、全額または半額返還して頂く必要があります。 <b>《全額の返還》</b> ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。 イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。 ウ 申請のあった日から 3 年を経過せずに市外へ転出（市外で 1 年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。）したとき。 エ 申請のあった日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。 <b>《半額の返還》</b> カ 申請のあった日から 3 年以上 5 年以内に市外に転出したとき。	
7. 現況の報告	支援金の交付を受けた方は、交付決定を受けた日から 5 年を経過する日までの間、毎年別に定める日までに、周南市東京圏等在住者移住支援金現況届と必要書類を添付して、現況の報告をしていただきます。	

#### ※1 東京圏とは

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、次に規定する条件不利地域等を除いた区域を指します。

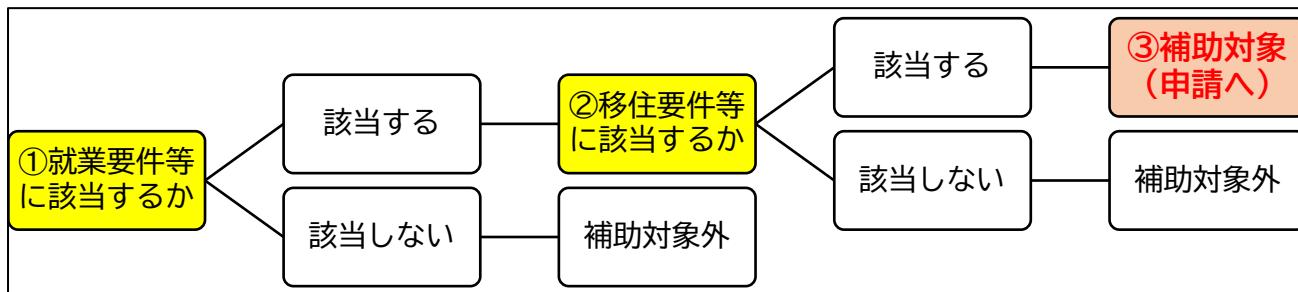
都県名	条件不利地域等
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 神川町
千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村

## ②創業の場合

1. 対象者(概要)	(ア) ・東京 23 区に在住していた方 ・東京圏※ <sup>1</sup> に在住しつつ東京 23 区への通勤をしていた方	(イ) ・東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県に在住していた方
2. 対象者(詳細)	細かな要件がありますので、5ページよりご確認ください。	
3. 創業要件	詳細については、4ページよりご確認ください。	
4. その他要件	詳細については、5ページよりご確認ください。	
5. 支援金の額	① 単身世帯 60 万円 ② 2人以上の世帯 100 万円 ※申請年度の4月1日時点で 18 歳未満の世帯員を帯同し移住する場合 1人につき 100 万円加算	① 単身世帯 30 万円 ② 2人以上の世帯 50 万円 ※申請年度の4月1日時点で 18 歳未満の世帯員を帯同し移住する場合 1人につき 50 万円加算
6. 支援金の返還	<p>次のいずれかに該当する場合は、全額または半額返還して頂く必要があります。</p> <p><b>《全額の返還》</b></p> <p>ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。      イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。      ウ 申請のあった日から 3 年を経過せずに市外へ転出したとき。      エ やまぐち創業補助金の交付決定を取り消されたとき。</p> <p><b>《半額の返還》</b></p> <p>カ 申請のあった日から 3 年以上 5 年以内に市外に転出したとき。</p>	
7. 現況の報告	支援金の交付を受けた方は、交付決定を受けた日から 5 年を経過する日までの間、毎年別に定める日までに、周南市東京圏等在住者移住支援金現況届と必要書類を添付して、現況の報告をしていただきます。	

## 就業（一般・専門人材）・創業の対象となる要件

### 《チェックシート》



#### ① 就業要件等に該当するか

就業（一般・専門人材）の方は、次の i もしくは ii のいずれかに該当することが必要です。該当するかどうかについては、就業先の人事担当部局にもご確認ください。  
創業の方は、iii に該当することが必要です。

##### i 就業（一般）

次の(1)～(4)の全てに該当することが必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目
	山口県が運営する『やまぐち移住就業マッチングサイト』に掲載された (1) 求人に応じて山口県内の勤務地に就業すること（但し、やまぐち移住就業マッチングサイトに掲載された日以降に応募した場合に限る。）。
	(2) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において(1)の企業等に在職していること。
	(3) 支援金の申請時から 5 年以上、(1)の企業に継続して勤務する意思があること。
	(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

##### ii 就業（専門人材）

次の(1)～(5)の全てに該当することが必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目
	山口県が行う『プロフェッショナル人材事業』又は内閣府が行う『先導的人材マッチング事業』を利用して山口県内の勤務地に就業すること。 <b>※事業を活用した就業に該当しているかどうかについては、就業先企業を通じて、関係機関に確認をいただいた上で、申請していただきますようお願い申し上げます。</b>
	(2) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において(1)の企業等に在職していること。
	(3) 支援金の申請時から 5 年以上、(1)の企業に継続して勤務する意思があること。
	(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
	(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

### iii 創業

次の(1)～(2)の全てに該当することが必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目
	(1) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金の交付決定を受けていること。
	(2) 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

## ② 移住要件等に該当するか

### i 就業（一般）・ ii 就業（専門人材）・創業 共通

次の(1)～(8)の全てに該当することが必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目
(1) ア・ (1) イのい ずれかに 該当する こと	<p><b>① 転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、</b>  <b>② 転入する直前に、連続して 1 年以上、</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京 23 区内に住所を有していたこと。 もしくは</li> <li>○ 東京圏に住所を有しつつ、東京 23 区への通勤していたこと。</li> </ul> <p>(1) ※東京圏に居住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。  ※雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。  [以下は②のみ]  ※東京 23 区への通勤については、転入日の 3 月前までを当該 1 年の起算日とすることができる</p>
(1) イ	<p><b>① 転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、</b>  <b>② 転入する直前に、連続して 1 年以上、</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県に住所を有していたこと。  [以下は創業のみ]  ※東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。</li> </ul>
(2)	申請者及び申請書に記載された世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員がいないこと。
(3)	日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
(4)	申請者及び申請書に記載された世帯の構成員が本市市税を滞納していないこと。
(5)	申請者は（2 人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、市長が認める場合を除く。

	(6) 申請者及び申請書に記載された世帯の構成員が、移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。
	(7) 申請者及び申請書に記載された世帯の構成員が、いずれも申請の際、転入後1年以内であること。
	(8) その他、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

### ③ 交付申請にあたって必要な書類

①及び②の確認を行っていただき、該当している場合には、交付申請が可能となります。なお、交付申請にあたっては、次の書類の提出が必要となります。

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類
	(1) 移住支援金支給申請書（別記様式第1号 及び 様式1別紙）
	転入後の住民票の写し
	(2) （2人以上の世帯向けの申請をする場合には、申請者及び申請書に記載された世帯全員分）
	(3) 就業証明書（別記様式第2号）〔就業のみ〕 ※就業先企業に依頼し作成
	(4) やまぐち創業補助金の交付決定通知書の写し〔創業のみ〕
	(5) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類 ※申請者のみ
	(6) 住民票の写し（除票）など、補助対象者及び世帯の構成員が移住元で同一世帯であったことが分かる書類（ <u>単身世帯の方は提出の必要はありません</u> ）
	市税の滞納が無いことを証する書類
	(7) （2人以上の世帯向けの申請をする場合には、申請者及び申請書に記載された世帯全員分）
	離職証明書等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者で
	(8) あったことが確認できる書類 （東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた方に限る。）
	(9) 卒業証明書等、通学期間及び卒業校を確認できる書類 （大学等に通学した期間を移住元としての対象期間に含める方に限る。）
	(10) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
	(11) その他、市長が必要と認める書類

（お問い合わせ先）

〒745-8655

山口県周南市岐山通1-1

周南市役所 移住交流推進課 移住定住担当（本庁舎 2階）

電話：0834-22-8341 FAX:0834-22-8428

メール：ijukoryu@city.shunan.lg.jp